

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 岡部宗茂
同 藤原哲之
同 福吉智徳

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
出資団体監査	保健福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課	公益財団法人 岡山市シルバー人材センター	団体に対する出資者としての指導監督業務
	産業観光局 観光部 プロモーション・MICE推進課	株式会社 岡山コンベンションセンター	
公の施設の指定管理者監査	東区役所 総務・地域振興課 産業観光局 観光部 観光振興課	宝伝老人クラブ	岡山市営宝伝駐車場管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和6年9月2日から令和6年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和6年9、10月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の令和5年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監

査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和5年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について監査した結果、事務処理について、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和5年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、事務処理について、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。